

簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年 2月16日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	放置自動車等の処理に関する業務委託（単価契約）		
業務場所	宇治市内		
契約期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日 365日間		
業務概要及び条件	放置自動車等の撤去及び移送、使用済自動車の撤去及び引取		
予定価格	¥230,582 (税込)	最低基準価格	¥161,000 (税込)
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～③のすべてを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録（京都府内本店、支店、営業所） ②使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条に規定する引取業社の登録 ③自動車リサイクルシステムへの事業者登録			
見積参加表明書の受付			
提出期限	令和6年2月22日(木) 午後 5時 00分 まで		
提出場所	郵便入札		
添付資料	別紙、参加表明書に記載のとおり		
見積予定	予定日 令和6年3月15日(金) 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による見積を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- 本件は単価契約です。競争は合計金額で行いますが、各単価の決定は予定価格を上限として協議し、成立すれば契約を締結します。
- 本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和6年2月16日（金）午前9時から
令和6年3月4日（月）午後5時まで
- お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- 郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- 封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- 「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

仕 様 書

この仕様書は、発注者が、放置自動車等の処理に関する業務を受注者に委託するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務名

放置自動車等の処理に関する業務委託（単価契約）

2 業務内容

本業務は、次のとおりとする。

（1）放置自動車等の撤去及び移送

「宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」（以下「条例」という。）第 11 条又は第 12 条により、放置自動車等を撤去し、別に指定する保管場所まで移送する。

条例第 14 条及び条例第 15 条により廃物認定し処分することとなった自動二輪車及び原動機付自転車を現場又は保管場所から撤去し、発注者が指示する場所へ移送する。

（2）使用済自動車の撤去及び引取

条例第 14 条及び第 15 条により廃物認定し処分することとなった使用済自動車を撤去し、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）及び関係法令に基づき、「放棄車両引取システム」（公益財団法人自動車リサイクル促進センター、経済産業省、環境省）により引き取る。

3 業務期間

契約日～令和 7 年 3 月 31 日

4 用語の定義

（1）自動車等 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する自動車をいう。

（2）放置自動車等 条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する自動車等をいう。

（3）使用済自動車 自動車リサイクル法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。

5 資格条件

受注者は、自動車リサイクル法第 42 条に規定する引取業者の登録及び放棄車両引取システムを運用できるよう自動車リサイクルシステムへの事業者登録をあらかじめ済ませておかなければならない。

6 業務実施要領

(1) 発注者と協議の上、業務委託期間内の処理日程を決定する。

(2) 撤去及び移送業務A

条例第 11 条又は条例第 12 条により、放置自動車等を現場から撤去し、発注者が指示する保管場所まで移送する。

尚、返還を前提とした撤去及び移送となるため、放置自動車等を損傷させないように努めなければならない。

●撤去及び移送業務Aの想定

撤去・移送（普通自動車） 1 台/年

撤去・移送（軽自動車） 1 台/年

使用機材 例：積載型トラッククレーン等

(3) 撤去及び移送業務B

条例第 14 条及び条例第 15 条により廃物認定し処分することとなった自動二輪車及び原動機付自転車を現場又は保管場所から撤去し、発注者が指示する場所まで移送する。

条例第 11 条又は条例第 12 条により、自動二輪車及び原動機付自転車を現場から撤去し、発注者が指示する保管場所まで移送する。

尚、条例第 11 条又は条例第 12 条による撤去及び移送の場合は、返還を前提とした撤去及び移送となるため、自動二輪車及び原動機付自転車を損傷させないように努めなければならない。

●撤去及び移送業務Bの想定

撤去・移送（自動二輪車） 1 台/年

撤去・移送（原動機付自転車） 7 台/年

使用機材 例：積載型トラッククレーン等

(4) 撤去及び引取業務

条例第 14 条及び条例第 15 条により廃物認定し処分することとなった使用済自動車を現場又は保管場所から撤去し、自動車リサイクル法及び関係法令に基づき、放棄車両引取システムにより引き取るものとする。

放棄車両引取システムによる使用済自動車の調査等は、現場において行うことを基本とする。ただし、これによりがたい場合は、協議によりその方法を定める。

放棄車両引取システムによる使用済自動車の引取は、発注者の指示又は公益財団法人自動車リサイクル促進センターの通知をもって行うものとする。

放棄車両引取システムによる預託確認・引取報告後、資金管理システムにて印刷した「使用済自動車引取証明書」に必要事項を記入、押印し、発注者へ提出するものとする。

●撤去及び引取業務の想定

撤去・引取（普通自動車） 1台/年

撤去・引取（軽自動車） 1台/年

使用機材 例：積載型トラッククレーン等

7 保管場所

保管場所は、次の箇所とする。

- (1) 宇治市菟道平町地内（市道菟道榎島線高架下倉庫）

8 受注者の責務

- (1) 放置自動車等の撤去及び移送にあたっては、放置の場所、損傷の程度等にかかわらず作業ができるように、資機材の準備及び人員の配置に努めなければならない。
- (2) 撤去日は、協議により決定するものとするが、道路管理上又は市民生活上、撤去に急を要する場合であっても即応できる体制を整えるよう努めなければならない。
- (3) 使用済自動車をこの仕様書に定める処分方法によらず、自動車等の本来の機能を残して自ら使用、又は他に譲渡してはならない。
- (4) 発注者から使用済自動車の引渡し先の報告を求められたときは、確認できる資料を提示し、これに応じなければならない。
- (5) 発注者から放棄車両引取システムによる処理状況の報告を求められたときは、確認できる資料を提示し、これに応じなければならない。
- (6) 使用済自動車が確実に解体されたことを放棄車両引取システムにより把握し、発注者に報告しなければならない。（破碎業者の引取実施報告完了時点）

9 委託金額の請求

- (1) 処理日程により処理した業務毎に委託金額を請求する。
- (2) 委託金額は、各々の契約単価に処理した数量を乗じた金額とする。
- (3) 委託金額の請求には、発注者が指定した用紙を用い、契約単価毎の内訳を明記するものとする。

10 その他

(1) 契約書第7条にある「着手届」は、その提出を要しない。

(2) 契約書第9条にある「完了届」は、その提出を要しない。

また、「業務出来高届」の提出及び検査については、発注者の現場立会により確認することでこれに替える。

(3) 各業務における想定数量は、あくまで参考数量であり、実際の発注には増減の可能性があるので承知のこと。

放置自動車等の処理に関する業務委託 単価表

項目	項目	単位	単価 (税込み)	数量	費用
撤去・移送 A	普通自動車	円/台	36,157	1	36,157
	軽自動車	円/台	36,157	1	36,157
撤去・移送 B	自動二輪車	円/台	14,360	1	14,360
	原動機付自転車	円/台	14,360	7	100,520
撤去・引取	普通自動車	円/台	21,694	1	21,694
	軽自動車	円/台	21,694	1	21,694

230,582

※ 単価は令和6年度予定単価

委託金 (税込) : 230,582円